

いの町農業委員会議事録

日 時 令和6年1月31日(水) 14時00分～15時40分
場 所 いの町役場本庁舎 1階 いのホール

出席委員 15名

1	北川 善雄	出		坂本 卓也	出
2	井上 繁利	出		水田 博章	—
3	水田 亮	出		廣瀬 誠一	—
4	和田 光正	出		岡林 章夫	出
5	池澤 秀幸	出		山岡 孝志	—
6	筒井 延代	出		和田 守正	出
7	森田 健一	出		中岡 弘明	—
8	大原 久子	出		西野内 國廣	—
9	刈谷 真幸	出		森田 弘志	出
10	川崎 信一	出		山本 武巧	出
11	坂本 妙子	欠		和田 光隆	—

農業委員会事務局 2名

本川分室	山内 靖之
書記	井上 隆司

議 題

- 第1号議案 非農地証明願について
- 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第4号議案 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届の専決処分について
- 第5号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画の変更申請について
- 第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7号議案 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について
- 第8号議案 いの町農用地利用集積計画に対する諮問について
- 第9号議案 農地中間管理事業に係るいの町農用地利用集積計画に対する諮問について

《開会の挨拶》

議 長 第1号議案非農地証明願について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

委 員 受付19につきまして、事務局と現地確認に行きました。茶畑がありその上が竹林となっているため農地とは言えません。(岡林)

委 員 受付20につきまして事務局と現地確認に行きました。山林化しており、ここにある細い水路に谷止工が入るということで、その保安林に指定しないとイケないため非農地証明願を出しているとのことです。問題ありません。(北川)

議 長 関係委員の発言が終わりました。何かご質問等ございませんか。ないようでしたら、第1号議案非農地証明願について裁決にうつりたいと思います。賛成の方は賛成の札を挙げてください。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということで第1号議案非農地証明願については証明されました。続きまして第2号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

委 員 受付37につきまして事務局と現地確認に行きました。場所は波川駅の横の水路とバイパスの間を抜けた田んぼになります。譲受人ですが、このエリアに広い面積を所有しておりますので何ら問題ないかと思えます。(坂本)

委 員 受付39につきまして事務局と現地確認に行きました。写真のとおりきれいにしており何ら問題はございません。(山本)

議 長 関係委員の発言が終わりました。何かご質問等ございませんか。ないようでしたら裁決にうつりたいと思います。賛成の方は賛成の札を挙げ

てください。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということで第2号議案は可決されました。続きまして第3号議案農地法第4条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

委 員 事務局と現地確認を行いました。写真のとおりすでに納骨堂もできております。すでに完成しているので本人からは役場のほうに始末書の提出もしています。今後もトラブルが発生する場合もあるので転用するには許可が必要な旨の周知を積極的に徹底していくべきだと思います。(和田)

議 長 ただいま第3号議案につきまして推進委員より転用する場合には事前に届出をすることが望ましいのではないかと意見いただきました。その他意見はございませんか。ないようでしたら裁決にうつりたいと思います。第3号議案農地法第4条の規定による許可申請について賛成の方は賛成の札を挙げてください。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということで第3号議案は可決されました。続きまして第4号議案農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届の専決処分について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 第4号議案農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届の専決処分については報告で終わりたいと思います。続きまして第5号議案農地法第5条の規定による許可後の事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。こちらは期間の変更ということで、採決にうつりたいと思います。賛成の方は賛成の札を挙げてください。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということで第5号議案農地法第5条の規定による許可後の事業計画の変更申請については可決されました。もう一件ございますので事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。こちらは第6号議案と関連しておりますので第6号議案の説明もお願いいたします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。ないようでしたら採決にうつりたいと思います。第6号議案賛成の方は賛成の札を挙げてください。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということで第6号議案は可決されました。続きまして第7号議案農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について事務局から報告をお願いします。

事務局 《議案報告》

議 長 事務局の報告が終わりました。専決処分ですのでこれで終わりたいと思います。続きまして第8号議案いの町農用地利用集積計画に対する諮問について事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

議 長 事務局の説明が終わりました。関係委員の発言を求めます。

委 員 現地確認にいきましたが何ら問題はありません。(坂本)

委 員 現地確認を行いました。荒らすよりは田んぼにしたほうがいいと思います。何ら問題ありません。(森田)

議 長 関係委員の発言が終わりました。何かご質問等ございませんか。ないようでしたら裁決にうつりたいと思います。賛成の方は賛成の札を挙げてください。

全 員 全員賛成

議 長 全員賛成ということで町長へ答申しておきます。第9号議案は取り下げとなっております。

《閉会の挨拶》

以上、会議の顛末を記載し、相違ない事を認めここに署名する。

令和 6 年 2 月 29 日

会長 北川善雄

署名委員 刈谷真幸

署名委員 大原久子